

職場における死亡労働災害の減少に向けた緊急要請を行いました！

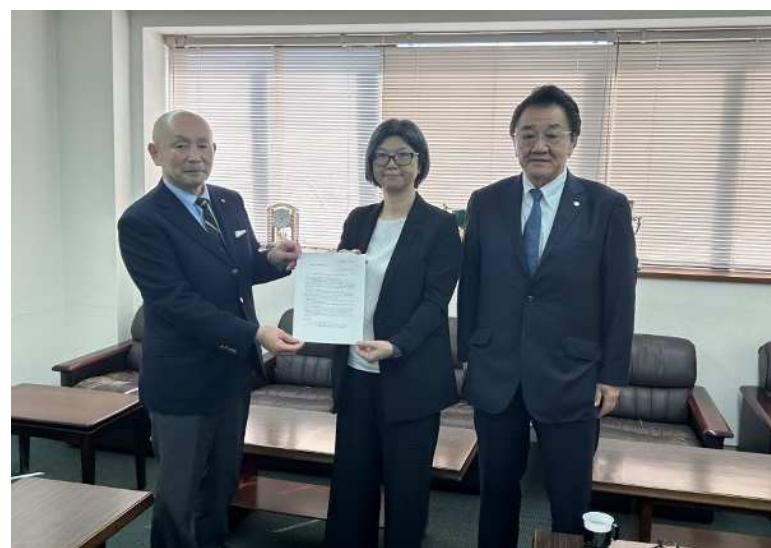
堺労働基準監督署長は管内の死亡災害発生件数が急増したことを受け、令和7年10月1日から同年12月末日までの3か月間を「緊急労働災害防止対策実施期間」と定め、管内の関係団体、大規模商業施設等に対し、『職場における死亡労働災害の減少に向けた緊急要請』を行いました。



【写真：(左) 堺労働基準協会：深田会長】



【写真：(右) 大阪府トラック協会 泉州支部：坂上副支部長】



【写真：(左) 堺建設業協会：高橋会長
(右) 建災防堺分会：藤木分会長】

堺基署発1024第3号
令和7年10月24日

関係団体の長 殿

堺労働基準監督署長

職場における死亡労働災害の減少に向けた緊急要請

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働災害防止をはじめとする労働基準行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、堺労働基準監督署では令和5年4月より「堺署第14次労働災害防止推進計画」（以下「14次防」という）を策定し、第13次労働災害防止推進計画期間中と比較し死亡災害を5%以上減少させること等を目標に掲げ、各種対策を推進しているところです。

しかしながら、堺労働基準監督署管内の死亡災害発生件数は、令和7年の1月から4月までの4カ月は0件を維持していましたが、5月以降は急増した結果、9月末日（速報値）現在において5件となっています。このままの傾向が続ければ、過去5年間で死亡災害が最も多かった令和4年、令和6年（7件）を上回ることも予想され、極めて憂慮すべき状況です。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害については、撲滅を目指した不断の取組が必要です。

また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保して企業活動を活性化するうえでも、非常に重要です。

そのため、死亡災害が多発している状況に歯止めをかけ、同種災害の発生を防止するため、令和7年10月1日から12月末日までを緊急労働災害防止対策実施期間と定め、労働災害の防止対策の強化を図ることといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知・指導等、労働災害防止に向けた取組をより一層強化していただきますよう要請いたします。

【添付資料】

- 1 リーフレット「死亡災害が多発しています！！」
- 2 リーフレット「はさまれ・巻き込まれ防止対策に取り組んでまつ堺運動」
- 3 リーフレット「転倒災害防止対策に取り組んでまつ堺運動」
- 4 リーフレット「エイジフレンドリーガイドラインに取り組んでまつ堺運動」
- 5 リーフレット「墜落・転落防止対策に取り組んでまつ堺運動」

死亡災害が多発しています!!

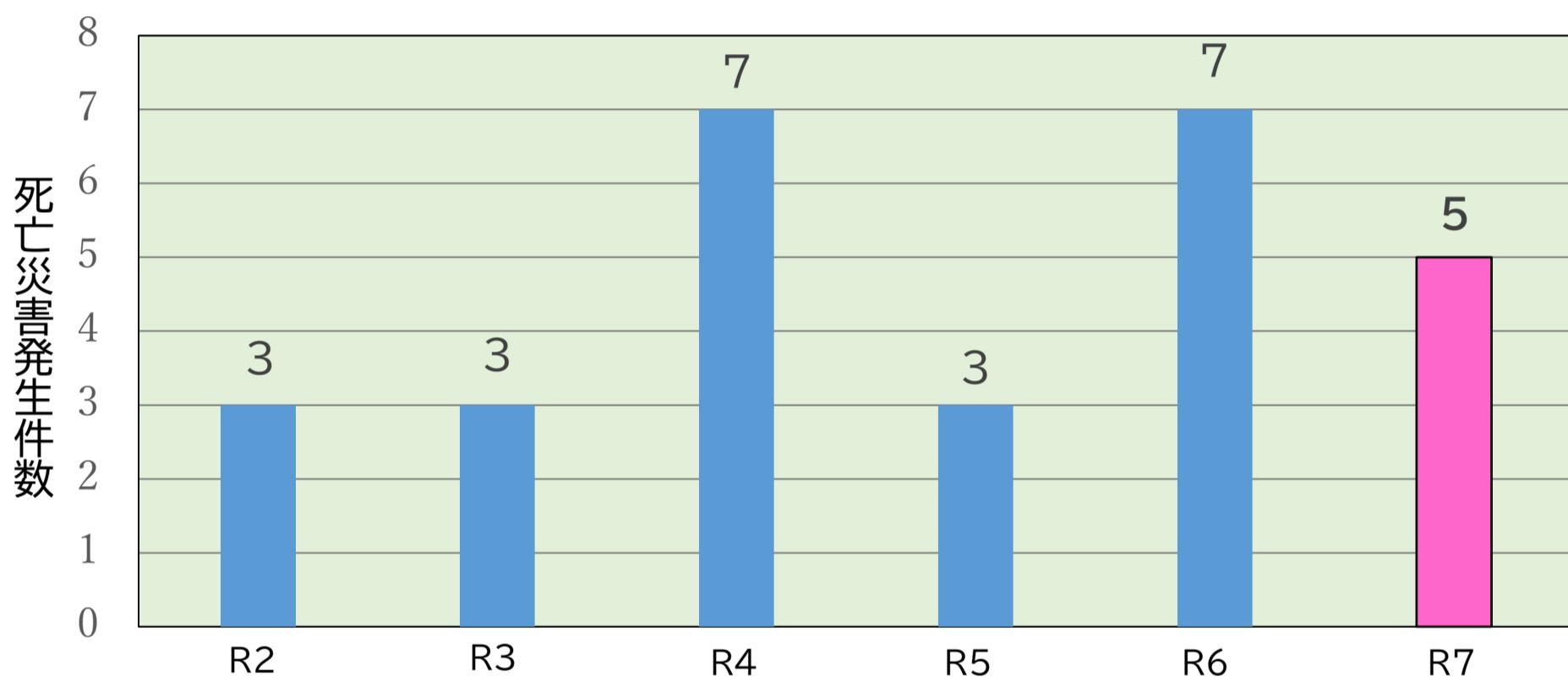
大阪労働局 堺労働基準監督署

1 趣 旨

堺労働基準監督署管内の死亡災害発生件数は、令和7年の1月から4月までの4ヶ月は0件を維持していたが、5月に2件発生して以降、6月、7月、8月と1件ずつ立て続けに発生しており、**9月末日(速報値)現在、5件**となっている。このままの傾向が続けば過去5年間で死亡災害が最も多かった令和4年、令和6年(7件)を上回りかねないことも予想され、極めて憂慮すべき状況である。(表1参照)

表1 死亡災害発生件数の推移

(堺署管内の R2~R6 年 1月1日から 12月 31日まで件数 R7 のみ 9月末現在まで)



また、堺労働基準監督署では令和5年4月より「**堺署 第14次労働災害防止推進計画**」を進めているところであり、その中で死亡災害について、令和4年と比較して5%の減少をうたっているところであるが、上記の労働災害発生状況を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要がある。

労働災害発生の防止のため最大限の努力を傾注すべきことは、労働者を使用する事業者の最も重要な責務である。

このため、これ以上死亡労働災害により堺市内で働く方々の尊い生命が失われることのないよう、緊急労働災害防止対策を実施することにより、堺労働基準監督署及び関係事業者が一丸となって、労働災害防止の取組に万全を期すものとする。

2 緊急労働災害防止対策実施期間

令和7年10月1日から12月末日まで

3 事業場における取組事項

(1) すべての事業場における取組

- ア 経営トップが安全について所信を表明し、労働者への周知を行うこと。
- イ 事業場内の安全管理体制と活動状況を見直し、安全活動の活性化を図ること。
- ウ 一人作業において重篤な災害が発生していることから、一人作業における作業手順の確認及び**危険予知(KY)**活動を行うこと。
- エ 墜落・転落災害が発生していることから、墜落・転落災害防止対策の徹底を図ること。
- オ **高年齢労働者**による災害が多数発生していることから、高年齢労働者の身体的機能の低下を考慮した配置を行うこと。
- カ 重篤な交通労働災害が発生していることから、安全運転の励行及び交通ルールの遵守を徹底すること。

(2) 主な業種ごとの取組

建設業

- ・三大災害(墜落・土砂崩壊・重機)防止対策の徹底
- ・工事現場の安全管理体制・安全点検体制の確立・整備
- ・「命綱 GO 活動」の徹底
- ・転倒災害防止に向けた職場の4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)の推進

陸上貨物運送業

- ・交通労働災害防止対策の徹底
- ・荷役作業(荷台からの墜落・転落)における労働災害防止対策の徹底
- ・適正な労働時間等の管理及び運行管理の徹底
- ・フォークリフト使用時の接触防止措置及び用途外使用禁止

製造業

- ・安全な機械の採用及び使用の徹底
- ・機械の隔離や停止といった挟まれ・巻き込まれ災害の防止
- ・雇入れ時等の安全教育の徹底
- ・安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
- ・リスクアセスメントによる危険の可視化

第3次産業

- ・転倒や転落災害の防止を徹底するため、危険箇所の特定、改善の実施
- ・重量物取扱い作業・介護作業時の腰痛予防対策の徹底
- ・職場の4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)・危険予知活動の推進
- ・未熟練労働者への安全衛生教育の徹底

はまれ・巻き込まれ防止対策に 取り組んでまつ堺運動

「はまれ・ 巻き込まれ」

災害とは？

機械や設備に体の一部が挟まれたり、巻き込まれたりすることを指します。



プレス機械に手を
はまれそう になった



機械の清掃中に手を
巻き込まれそう になった

令和6年の製造業における死傷災害件数（全国）

死傷災害 26,676件 死亡災害 142件

はまれ・巻き込まれ災害

死傷災害 6,114件

死亡災害 41件

厚生労働省「令和6年労働災害発生状況の分析等」

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・製造時の残留リスク情報の使用者への確実な提供
- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上
- ・リスクアセスメントの実施結果に基づき合理的な代替措置による安全対策を推進

機械設備の安全対策

危険な可動部分に覆いや柵を設置することや、機械設備の定期点検と保守を徹底することが重要です。（柵・インターロックや非常停止装置の設置。機械の保守点検で故障などの早期発見も重要です。）

作業手順の徹底

安全な作業手順を確立し、それを労働者全員に周知徹底することが重要です。（作業手順書の作成、作業開始前点検の実施と、定期的な見直しと改善を行いましょう。）

作業手順を徹底し、安全作業を行い、事故リスクを減少させましょう。

安全教育の実施

定期的な安全教育を行い、労働者が常に最新の安全知識を持つようにすることが重要です。（雇入時・作業転換時の教育、定期的な研修等を実施し、労働者の作業環境で潜在的な危険を認識し、適切に対応できるようにすることも効果的です。）

はされ・巻き込まれ災害防止のためのチェックリスト

項目		着眼点	<input checked="" type="checkbox"/>
1	原動機、回転軸、プーリー、ベルトなどには安全カバー、安全柵、囲いなどを設けていますか。	手や指などが入る危険箇所は、全体を覆うことが有効であり、また、カバーを開けると停止するインターロックなど本質的安全化を推進することが重要です。	<input type="checkbox"/>
2	回転軸、歯車、プーリーなど回転物に付属する止め具は埋頭型か、平滑な覆いで直接防護していますか。	回転部分にボルトなどの突出した止め金具があり、これに被服などがひっかかり、回転部分に巻き込まれる事例があります	<input type="checkbox"/>
3	機械には、非常の場合に直ちに運転を停止することができるよう、非常停止装置、急停止装置を設けていますか。	非常停止装置、急停止装置は誰が見てもよくわかるように表示をし、危険箇所ごとに設置しましょう。また、災害発生の場合に被災者自らがその位置で容易に操作できる位置に設置しましょう。	<input type="checkbox"/>
4	共同で機械作業を行うときは、一定の合図を定めて合図者が合図を行っていますか。	起動することを予期していない労働者が、機械に身体の一部を入れたときに、機械が突然動き始めたことによる災害が多発しています。	<input type="checkbox"/>
5	機械の清掃、点検、修理を行うときは機械を停止し、キーをかけ、見やすい箇所に表示板をかけていますか。	機械の清掃などの作業を行う場合は、必ず機械の電源を切り、確実に運転を停止してから行うことが重要です。 また、起動装置に錠をかけることや、「スイッチを入れるな」等の表示板を取り付け、他の労働者による誤動作を防きましょう。	<input type="checkbox"/>
6	巻き取りロールやロール機には囲い・ガイドロールを設けていますか。	巻き込まれると手指を切断するなどの重大な災害となります。危険部分には囲いやガイドロール、光電センサーなどを設けましょう。	<input type="checkbox"/>
7	作業帽、作業服、安全靴を着用していますか。	作業中の労働者の頭髪、作業服の袖、タオルなどが巻き込まれる災害も発生しています。正しい作業服装により、作業をすることが重要です。	<input type="checkbox"/>
8	ボール盤、面取り盤などの作業では手袋の使用を禁止していますか。	回転する刃物などに、作業中の手が巻き込まれることがあることから手袋の使用を禁止し、その旨を機械の見やすい位置に表示しましょう。	<input type="checkbox"/>
9	遠心機械、粉碎機、混合機の内容物を取り出すときは運転を停止していますか。	機械が完全に停止しないと開かない機構とするか、ふたやカバーなどを開ければ速やかに可動部分が停止するブレーキを備えることが有効です。	<input type="checkbox"/>
10	コンベヤーには、巻き込まれないように囲い、覆いを設けていますか。 また、ロープ式非常停止装置を設けていますか。	コンベヤーの隙間や駆動部に身体の一部が巻き込まれる災害が多発しています。安全柵や覆いを設置するとともに、非常時においてどの位置でも運転を停止できるよう「ロープ式非常停止装置」などを設けましょう。	<input type="checkbox"/>

転倒災害防止対策に 取り組んでまつ 塙運動

転倒災害の種類は
大きく分けて右の

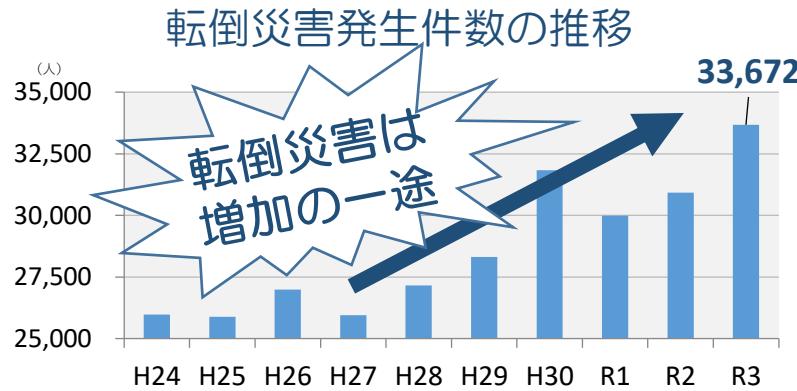
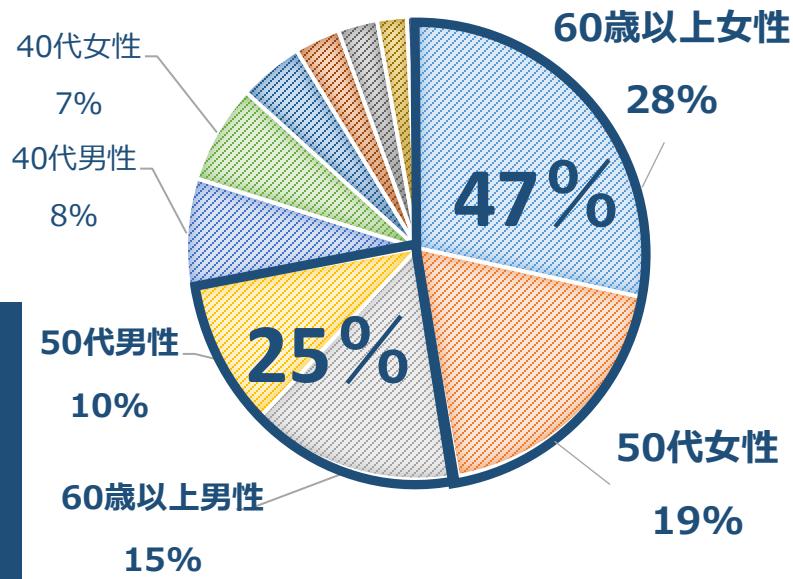
3種類!!

皆さまの職場にも
似たような危険は
ありませんか？



転倒災害を
男女別・年齢別
でみると

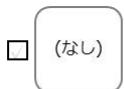
50代以上で
全体の72%
を占めています。



転倒による怪我の態様
・骨折（約70%）
転倒災害による
平均休業日数 47日

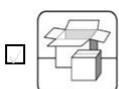
原因と対策は裏面へ ➡

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策



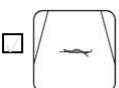
何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)

▶転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)



作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)

▶バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底



通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)

▶敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消



作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)

▶適切な通路の設定

▶敷地内駐車場の車止めの「見える化」



作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 8 %)

▶設備、什器等の角の「見える化」



作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)

※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い

▶転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



「滑り」による転倒災害の原因と対策



凍結した通路等で滑って転倒 (25%)

▶従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)

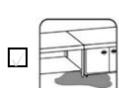


作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により

滑って転倒 (19%)

▶水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。

(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)



水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)

▶滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)

▶防滑床材・防滑グレーティング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)

▶隣接エリアまで濡れないよう処置



雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)

▶雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

エイジフレンドリーガイドラインに取り組んでまつ 塙運動

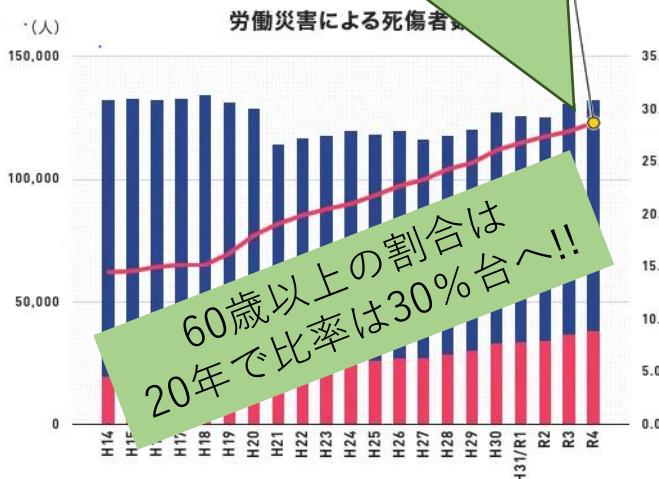
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



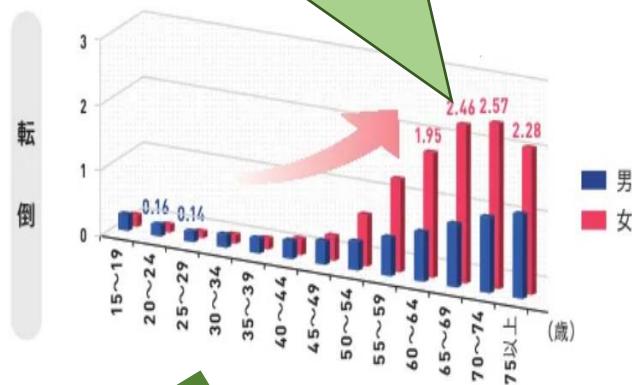
厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

働く人5人に1人、労災死傷者数の30%弱が60歳以上

休業4日以上の死傷者数のうち60歳以上の高齢者の占める割合は28.7%

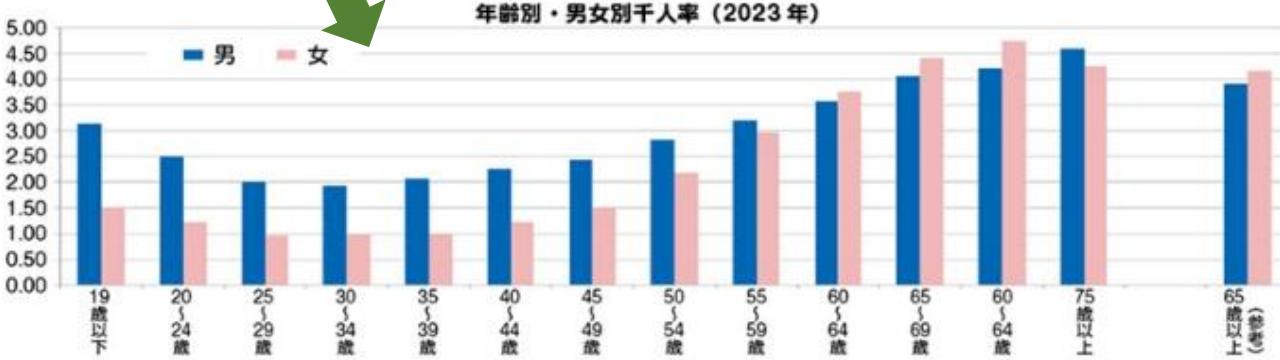


女性の場合60歳以上（平均2.24）は20台平均（0.16）の約15倍



60歳以上の労災発生率は30代と比べ男性2倍、女性4倍

男性は「墜落・転落」防止、女性は「転倒」防止が急務



データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルスへの感染症への罹患によるものを除く：労働力調査（年次2023年・基本集計第1-2表役員を除く雇用者）

ガイドラインの概要（抜粋）

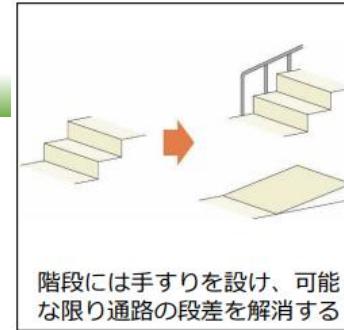
事業者に求められるもの

1. 安全衛生管理体制の確立 等

（経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織、担当者を指定、リスクアセスメントの実施）

2. 職場の環境改善

（身体機能低下を補う設備・装置の導入、高年齢労働者の特性を考慮した作業環境、勤務形態等の工夫）



3. 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

（健康測定等により、事業者、高年齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握）

4. 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

（把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能維持向上への取り組み）



5. 安全衛生教育

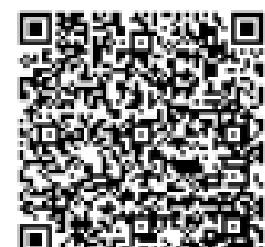
（写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練）



労働者に求められるもの

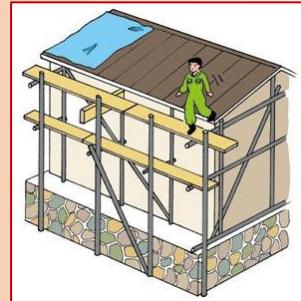
- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます

高年齢労働者の労働災害防止対策についての情報は 厚生労働省ホームページに掲載しています。

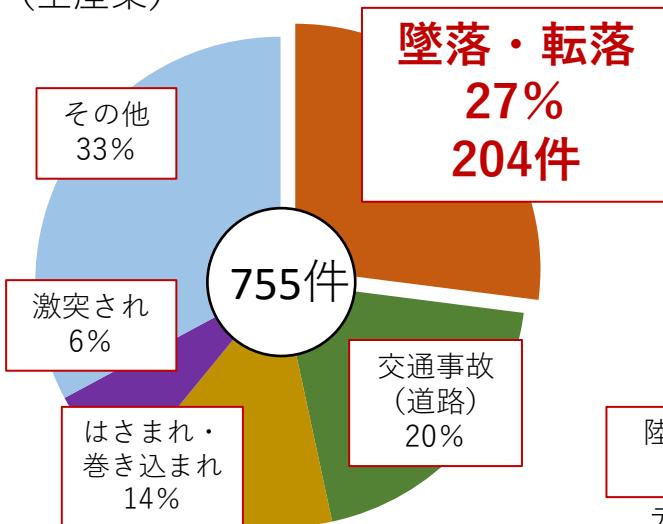


墜落・転落防止対策に 取り組んでまつ 堺運動

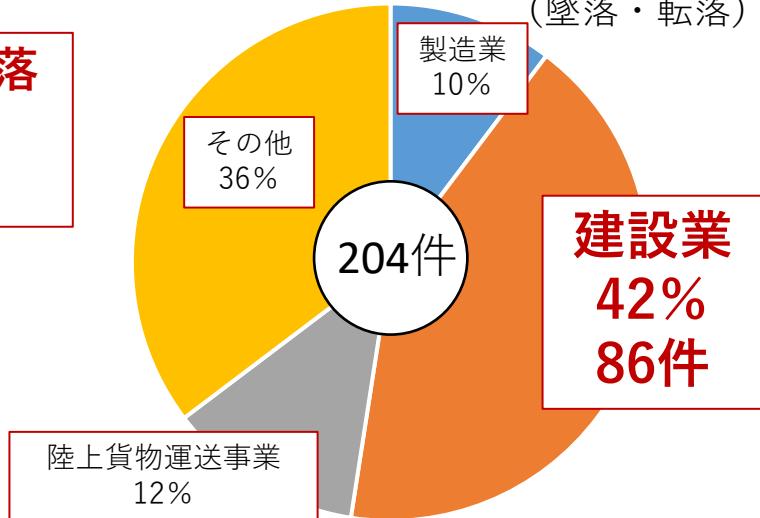
屋根・屋上・開口部 低所(はしご、脚立) からの 墜落・転落防止を!!



令和5年 事故の型別死亡災害件数
(全産業)



令和5年 業種別死亡災害件数
(墜落・転落)



データー出所：厚生労働省 令和5年労働災害発生状況の分析等

事故の型別の死亡災害では、**墜落・転落**が全体の27%と最も多くを占め、墜落・転落災害の業種別では**建設業**が全体の42%を占めている。

大阪労働局では

命綱GO活動

に取組んでいます。



リーフレット
はこちらから
ご覧になれます。



墜落・転落災害を防止するための取組み事項

(1) リスクアセスメントの実施（できる限り高所作業を無くそう）

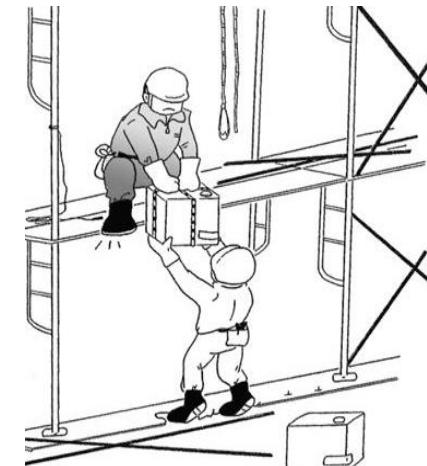
設計段階や計画段階においてリスクアセスメントを実施し、高所での作業を必要としない若しくは高所での作業が少なくて済む工法や作業方法を採用するなど、危険有害要因を根本から除去しましょう。

(2) 作業床の設置（基本は安全帯が必要ない設備の設置を）

高さが2m以上の箇所で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれがある作業を行う場合には適切な作業床を設置し、作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設けましょう。

ただし、作業床を設けることが困難な場合には、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等、墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じてください。

併せて、「手すり先行工法に関するガイドライン」や「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」に基づく措置についても取り組みましょう。



(3) 安全帯の使用（着実な使用と親綱等の設備を設置しましょう）

高さが2m以上の箇所で作業床や手すり等の設置が困難なときや、荷の上げ下ろし等で手すり等を一時的に開放するときには安全帯を使用させてください。その場合、防網を張り、安全帯の取付設備を設け、その設置場所、使用方法等を関係作業者に周知してください。

また、高さが5mを超える箇所で作業を行わせる場合には、フルハーネス型の安全帯を使用させてください。

フルハーネス型・胴ベルト型いずれの安全帯においても構造規格に適合したものとし、使用にあたっては使用前点検を実施してください。併せて、フックの掛け替え時には、二丁掛け安全帯を使用させてください。



(4) はしごや脚立の使用（できるだけ高所作業車などの使用検討を）

はしごや脚立は足元が不安定なため、移動式足場、可搬式作業台、高所作業車の使用を検討してください。

どうしてもはしごや脚立を使用しなければならない場合には、厚生労働省発表の『リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について』を参考に、はしご、脚立を安全に使用してください。

